

平成30年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/5)

項 目	回 答 趣 旨
1. 公共事業予算の増額確保について	<p>今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、ストック効果を重視した公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保するよう努めて参ります。</p> <p>補正予算に関して、政府として編成についての方針が決まったとは承知をしておりません。当面は今年度予算の円滑かつ着実な執行に最大限取り組んでいきたいと考えています。</p>
2. 入札契約制度・運用の改善について	<p>(1) 低入札調査基準価格率について更に引き上げるとともに、上限を撤廃していただきたい。</p> <p>低入札価格調査基準は、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための基準であり、財務省との協議が必要となりますので、本省に伝えて参ります。</p> <p>(2) 工事の発注にあたっては、可能な限り分割発注・発注単位の引き下げ等により、地元企業が参加しやすい規模とするよう努めていただきたい。</p> <p>関東地方整備局としても、地域の建設業は社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しています。</p> <p>そのため、工事発注にあたっては、工事の特性や地域の実情を踏まえつつ適切な工事規模を設定することとしています。</p> <p>また、地域企業の競争参加資格要件においては、例えば、一般土木工事B等級の工事であっても技術的難易度が比較的低いものにあつては、C等級の企業でも競争に参加できるように拡大を図っております。</p> <p>(3) 入札参加条件において、配置技術者自身の実績でなく、企業としての実績があれば競争参加できるように改善していただきたい。</p> <p>経営と技術力に優れた企業が工事を受注することは重要なことであり、これまで企業の施工実績や配置予定技術者の工事経験を求め評価しているところです。</p> <p>しかし、それらを重視すると、施工実績や工事経験が少ない企業、技術者は参入しにくいことから、競争参加資格の施工実績や経験については、例えば、土工量などの施工数量を付さない要件で求めるなど、必要以上に厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないように努めているところであり、ご理解頂きますようお願いいたします。</p> <p>(4) 現場の実作業時間を踏まえた歩掛等の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期や経費算定の基礎となる作業時間を現場の実情に応じた時間とし、それに伴う適切な工期設定とともに、経費算定上適用される時間短縮の補正率の引上げ <p>継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合は、その程度に応じて労務費の割増し補正を行うこととしております。</p> <p>補正係数の引き上げに関するご意見について、本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。</p> <p>また、時間的制約を受ける工事では、制約された作業時間を考慮し、適正に工期設定をすることとしておりますが、ご意見を踏まえ、現場において適正に工期設定がされるよう周知徹底に努めて参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場環境に応じてサマータイム等による作業時間の開始・終了時間の柔軟対応 <p>監督職員との協議が必要となりますが、現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を変更することはできますので、必要に応じ、監督職員に協議をお願いします。</p>

平成30年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2 / 5)

項 目	回 答 趣 旨
<p>2. 入札契約制度・運用の改善について</p>	<p>・ 沖縄地方で暑さに対する作業の考慮で適用されている「亜熱帯割増」等の歩掛の補正の採用 沖縄総合事務局が発注する工事においては、亜熱帯海洋性気候の下での作業ということを考慮し、実態調査結果により、標準歩掛の補正（亜熱帯割増）を行っていると考えております。 ご意見については、本省へ伝えて参ります。 なお、本年7月30日付けで本省より、「工事現場等の安全対策について」が通知され、高温多湿な作業環境下での作業や熱中症対策において、必要な措置を講じ適切に対処すること、これに伴い工期の見直しも含め施工期間等の適正化に努めることとされたところであり、各現場に周知を図ったところです。</p> <p>(5) 地域密着工事型については、大半を県内の地元企業が受注できるようご配慮願いたい。 関東地方整備局では、将来にわたる品質確保のため、担い手の中長期的な育成、確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と考えております。 そのため、総合評価においては、“地域精通度”や“地域貢献度”を高く評価する「地域密着工事型」や災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を実施しており、一定の地元企業が受注出来ていると認識しております。 また、これらの取組と併せ、国発注工事の実績のない企業や過去3年間に国発注工事の実績がない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を昨年度に引き続き実施して参ります。</p> <p>(6) 自治体実績評価型の発注件数をさらに増やしていただきたい。 関東地方整備局では、担い手の中長期的な育成・確保を目的として、国発注工事の実績がない企業の競争参加機会を確保するため、都県政令市発注の工事成績を同等に評価する「自治体実績評価型」などを取り組んでいるところです。今年度においても、これらの取組を引き続き実施して参ります。</p> <p>(7) 同時提出型の入札方式については、通常型と比べ質問期間が短く十分な内容把握ができないので、質問期間の延長していただきたい。 また、入札書提出から落札決定までの期間が長いので短縮していただきたい。 同時提出型については、通常型に比べ、入札書の提出期限が早いこと、質問期間が短いことは認識しております。 同時提出型のスケジュールについては、競争参加資格確認申請書の提出期限から競争参加資格、入札書及び工事費内訳書の提出期限までの期間について、見直しが可能か検討して参ります。 また、入札書提出から落札決定までの期間については、技術審査や施工体制の確認等の必要な期間で有り、ご理解をお願いします。 なお、施工体制確認を速やかに行い、落札決定までの時間を極力短くするよう努力して参ります。</p>
<p>3. 施工時期の平準化について</p>	<p>■ 今後とも継続的な取り組みをお願いするとともに、是非、県や市町村についてもこの指標による目標を立てて、平準化を進めるよう徹底を図っていただきたい。 関東地方整備局では、年度当初に事業が少なくなることや年度末における工事完成時期・履行期限が過度に集中することを避けるため、計画的な発注に努めるとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、状況に応じ繰越制度や2カ年国債を活用することにより、適切な工期の設定、適切な経費の算出等に施工時期の平準化について、鋭意取り組んでいるところです。平成30年度においては、平準化を目的とした2年国債を、前年度のおおよそ1.7倍に拡大し、昨年度と同様にゼロ国債を設定するなど計画的な工事発注に努めていきます。 また、県、市町村における平準化の取組については、本年7月17日に開催した国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」の幹事会において、各発注機関が平準化等の目標設定し推進していくよう申し合わせたところです。このほか、受注の平準化に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表を行っており、神奈川県内においては、地区単位を7地区とし、平成30年7月からは国、特殊法人、県、政令市のほか30市町村の全てが参画して統合公表を行っています。</p>

平成30年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (3/5)

項 目	回 答 趣 旨
<p>4. 地方自治体の制度 ・運用改善への取組み</p>	<p>■市町村に対して品確法運用指針の徹底を図り、制度運用の改善を図っていただきたい。 品確法運用指針の地方自治体への浸透については、関東ブロック発注者協議会を通じてこれまでも継続して実施しているところです。神奈川県においては、県が主催する「発注者協議会神奈川分科会」において、県と連携し関係する市町村への運用指針の趣旨徹底を図っております。 ご指摘のありました最低制限価格の設定や低入札価格調査基準等の設定、工事の履行保証制度、適切な設計変更の実施については、県と協力し改めて発注者協議会を通じて関係自治体にお伝えしたいと思います。</p> <p>■「建設産業政策2017+10」の「地域力の強化」の項目で示された、市町村が主体となった建設産業の振興・発展の取組みを推進していただきたい。 建設産業が担う役割は大きく、かつ、将来にわたっても不変です。そのため、10年後においても「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくためには、建設産業を育てるという視点も重要です。 特に、「地域の守り手」であり、「地方創生の担い手」でもある地域建設業の持続性を確保していくに当たっては、より身近な市町村など地域が一丸となって取組を推進していくことも期待されることです。 一方で、財政規模や産業基盤など、市町村によっても特性がありますので、自らの地域にあった産業振興等のビジョンを策定する場合の参考となるよう、実際に策定されているビジョンの例等について、様々な機会を通じて周知・案内して参りたいと思います。</p> <p>■品確法を所管する立場から国土交通省としても、議会承認案件の設計変更に係る現状をご理解いただき、軽易な変更は速やかに変更が可能となるよう首長の専決処分の導入について、検討をお願いします。 議会承認案件については、当局として申し上げる立場にありませんが、「関東ブロック発注者協議会」等を通じ、都県と連携して、運用指針の趣旨説明や市区町村の取組事例を共有するなどの対応を引き続き取り組んで参りたいと思います。</p>
<p>5. 働き方改革への対応について</p>	<p>■週休二日制が可能となる適切な工期設定とともに、工期の長期化に伴う所要経費の増加や、日給月給制技能者に配慮して大幅に労務単価を引き上げた予定価格の設定、さらには技術者の施工体制の効率化や提出書類の簡素化等の環境整備を進めていただきたい。</p> <p>■取組みを進めるにあたっては、地域建設業は大手企業より小規模で工期も短い工事を実施していることから、業界の大手企業とは異なる実態を把握し、細かく配慮をしていただきたい。 工事発注にあたっては、工事現場の施工条件や制約条件等の現場条件の確認を行い、作業日数や準備・後片付け期間に適切に反映させるとともに、休日・降雨日・出水期・現場条件による作業不能日（不稼働日）を考慮し、適切な工期設定に努めているところです。 ご意見を踏まえ、各現場において、確実に、適切な工期設定がされるよう、周知徹底を図って参ります。 また、毎年、公共事業労務費調査および諸経費動向調査を実施しており、この調査から得られる労務費および諸経費の積算基準の率と実態の乖離状況等を踏まえ公共事業労務費および諸経費の見直し・改定が行われております。 これらの調査については、貴協会の会員をはじめとした各受注者にご協力をいただいているものであり、今年度も継続して調査を行う予定としております。 所要経費の増加や労務単価の引き上げ等といったご意見について、本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。 工事書類の簡素化について、関東地方整備局では作成不要とされている工事書類の周知徹底を図るため、平成30年2月に「土木工事書類スリム化ガイド」を発行しました。その中で、不必要な書類等を作成しても工事成績では評価しない、書類の見栄えが工事成績に影響しないこと等を明記しています。発注者としては、工事監督職員、技術検査官等を対象とした研修や連絡会議等において、工事書類の簡素化に努めるよう周知するとともにホームページへの掲載及び工事関係者へ配布説明を行っています。 また、平成30年6月に「土木工事書類作成マニュアル」について改定を行い、作成不要な書類の明示、受発注者間における工事書類の作成者の明示及び工事検査時に確認する書類の明示等を行い、ホームページへ掲載するとともに、各事務所に通知し、監督職員及び受注者に周知を行っています。 なお、工事書類の簡素化については様々な機会を通じて受発注者双方に浸透を図るとともに、今後は都県とも連携を図り受注者の作業負担の軽減に向け、検討を進めて参ります。</p>

平成30年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (4 / 5)

項 目	回 答 趣 旨
<p>5. 働き方改革への対応について</p>	<p>■地域建設業が大きな影響を受ける自治体では、業界の働き方改革を支援する必要性の認識が希薄なところも多いため、自治体の指導に力を入れるとともに、民間発注者にも徹底するよう取り組んでいただきたい。</p> <p>「建設業の働き方改革」については、建設業界全体で長時間労働の是正に向けた取り組みを進め、その裾野を広げながら週休2日制を定着させていくことが重要です。</p> <p>国土交通省の直轄工事では率先して取組を進めていますが、この取組を広げていくためには、国土交通省だけでなく、全ての発注者の理解と協力を得ながら取り組んでいく必要があります。</p> <p>昨年8月、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき指針として、『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン』が策定されましたが、本年3月には、都道府県政令市や民間発注者団体など、官民のあらゆる発注者に対し、このガイドラインの趣旨等を踏まえた長時間労働の是正に向けての取組について協力要請^{※1}を行ったところです。</p> <p>また、ガイドライン策定後には、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの民間工事4分野で連絡会議が設置され、ガイドラインの周知啓発を行うのと併せ、各分野の業態や特殊性を踏まえた課題の抽出や対応方策の検討が行われてきました。</p> <p>さらに、本年7月2日には同ガイドラインの第一次改訂^{※2}が行われ、民間工事においても、それぞれの業種ごとの特性等を踏まえながら、受発注者間で適正な工期に関する協議が行われるよう明記されたところであり、民間発注者団体^{※3}にも周知されたところです。</p> <p>引き続き、公共・民間の関係なく、全ての発注者の理解と協力が得られるよう、様々な機会を通じて、建設業界の取組を周知して参ります。</p> <p>※1：平成30年3月22日付け通知 「建設業の働き方改革の推進について」 通知先／各府省庁、民間発注者団体の長、民間発注企業の長、省内各局、各都道府県・政令市</p> <p>※2：平成30年7月2日 「第4回 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において申し合わせ</p> <p>※3：(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(一社)不動産協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)全国住宅産業協会、日本民営鉄道協会 ほか</p>
<p>6. 適切な現場対応等について</p>	<p>■円滑な工事着手のための発注前事前調整の徹底</p> <p>関東地方整備局では、工事発注に際して施工地域の自然条件や社会条件、関係機関との協議や関連施設との調整等を事前に済ませ、工事が円滑に施工できるよう、設計図書における条件明示の徹底を目的として作成した「土木工事条件明示の手引き(案)」(平成30年3月改訂)を活用し、適正な設計図書の作成及び積算内容の整合を図り、適切な工事発注に取り組んでいるところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、引き続き、現場で確実に実施されるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>■工事着手にあたって必要な最新の図面及びデータの提供</p> <p>発注者から貸与する図面やデータ等については、最新のものを貸与することとしておりますが、ご意見を踏まえ、現場で確実に実施されるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>■書類作成の負担軽減</p> <p>・施工にあたって調整が必要な関係機関との協議書</p> <p>関係機関との協議に必要な資料等については、必要最小限の作成に留めることとしておりますが、ご意見を踏まえ、現場で確実に実施されるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>なお、共通仕様書及び土木工事書類作成マニュアルに示されている工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出(書類)等については、法令、条例または設計図書の定めに基づき必要なものとなりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

平成30年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (5 / 5)

項 目	回 答 趣 旨
<p>6. 適切な現場対応等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 設計変更が必要な場合の図面等の書類 「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載しております。 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うこととしております。 なお、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象となります。 また、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、設計変更審査会を開催することとしており、受注者の発議による開催も可能となっておりますので、この場をご活用いただき、お伝えいただくこともできます。 ご意見を踏まえ、現場で適正な設計変更が行われるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>・ 工程等の内部打合せ書類 工程等の打合せに関する資料については、必要最小限の作成に留めることとしておりますが、ご意見を踏まえ、現場で確実に実施されるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>■ 事務所、出張所の担当官及びコンサルタント会社の方々の受注企業現場担当者への対応が大きく影響しますので、日々の密接なコミュニケーションに努めるよう指導をお願いしたい 関東地方整備局では、三者会議やワンデーレスポンス、設計変更審査会等を活用しながら、工事発注後に発生する様々な課題に対して、受発注者で円滑かつ迅速に解決を図るよう努めているところです。 引き続き、受発注者で円滑かつ迅速に解決を図るよう、周知徹底を図って参ります。</p>